

出校可否についてのフローチャート

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」であるため、出校停止となります。

【以下のいずれかの該当者】

- C**
- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ② 重症化しやすい方又は妊婦の方で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ③ 上記以外の方で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、強い症状と思う場合又は解熱剤等を飲み続けなければならない場合
 - ④ 遠方への移動、健康観察等の事由により、自身で医療機関等を介さない検査を受け、結果が陽性であった場合

A 医療機関等の指示に基づきPCR等検査を受けることになった方

B 新型コロナウイルス感染者との接触があったことが判明した方

D 症状の有無に関わらず、海外から帰国・来日した方

感染可能性判定シート

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

出校可能

教学上の配慮はありません

発熱等の症状なし

発熱等の症状あり

医療機関等での検査の必要ありの判断

医療機関等での検査の必要なしの判断

予防措置として自宅待機を指示された場合

日常生活を過ごしてよい場合

待機期間中に

ABCに該当した場合

左上のABCのフローに沿って対応してください

待機不要又は待機期間が終了した場合

出校可能

待機が不要の場合、待機期間終了後は、教学上の配慮はありません

大学への報告（※1）と入念な体調管理

症状の有無に関わらず、厚生労働省の「水際対策に係る新たな措置について」に従って行動してください。該当者は帰国・来日した日又は翌開室日までに、Microsoft Forms（※1）で必要事項を入力の上報告してください

大学への報告（※1）

- ① 濃厚接触者（無症状）であることを、Microsoft Forms（※1）で必要事項を入力の上報告してください
- ② 医療機関等から指示があった待機期間中は、出校停止とします。医療機関等から指示が無い場合の待機期間は、感染者と最後に会った日から7日間とします（※2）待機期間終了後は出校可能です。待機期間終了以降の教学上の配慮はありません

医療機関又は保健所の指示に基づくPCR等検査

検査や受診の結果が陽性の場合
→医療機関等の指示に従ってください

検査や受診の結果が陰性の場合
→医療機関等が定める待機期間が終了するまで待機（出校停止）を継続してください

大学への報告（※1）

- ① 出校停止となったことを、Microsoft Forms（※1）で必要事項を入力の上報告してください。
- ② 待機期間終了後は出校可能です。待機期間終了以降の教学上の配慮はありません

大学への報告（※1）

- ① 陽性判定を受けたことを、Microsoft Forms（※1）で必要事項を入力の上報告してください
- ② 療養期間終了後は出校可能です。療養期間終了以降の教学上の配慮はありません（※3）

大学への報告（※1）

- ① 出校停止となったことを、Microsoft Forms（※1）で必要事項を入力の上報告してください。
- ② 待機期間終了後は出校可能です。待機期間終了以降の教学上の配慮はありません

（※1）大学への報告先
<https://forms.office.com/r/ZnEh2eRTuQ>

（※2）同居者が感染者で自宅療養の場合は、患者の発症日（無症状であれば検体採取日）又は患者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間の待機となります

（※3）療養期間終了後も体調が優れない場合は、速やかに医療機関に受診の相談をしてください

